

第1章 計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

1. 環境問題をめぐる動向

(1) 20世紀の総括

20世紀は、地球規模で人口が増加し、社会経済活動が急ピッチで拡大・グローバル化しました。それにより、私たち人類は物質的繁栄を手にすることができましたが、その反面、地球環境を悪化させ「環境の危機」を生んだことも忘れてはなりません。

わが国においても、高度経済成長期に多発した「第一の環境の危機」ともいべき産業公害*を経験した後も、経済性や利便性を追求し続けることで「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会経済システムをつくり上げ、世界の先進国と肩を並べる生活水準を獲得することができました。ただし、それは大量の天然資源を利用・消費し、大量の廃棄物を排出したことであり、環境への負荷を急速に増大させ、自然の生態系を損なうという代償をともなった繁栄だった、ともいえます。また、増加の一途をたどる化学物質は、自然の生態系だけでなく、私たち自身にとっても健康への影響を強く懸念させる状況となっています。

こうした人間活動の拡大にともなう環境への負荷は、もともと自然界が持っている資源・エネルギーの量と汚染浄化能力といった2つの「環境容量*」を超えるものとなっっています。この結果、都市型大気汚染*や廃棄物処理など身近な環境問題から、生物多様性*、有害化学物質汚染、地球温暖化*などの地球規模の環境問題*まで、「20世紀の負の遺産」ともいべき今日の「第二の環境の危機」という現象をもたらしているのです。

(2) 21世紀の課題

21世紀は「環境の世紀」といわれています。「20世紀の負の遺産」を解消するだけでなく、環境容量の範囲で豊かさを追求し、持続可能な社会*を築き上げることが求められています。

ところが、「第二の環境の危機」といわれる今日の環境問題の多くは、かつての産業公害とは様相を異にしています。私たちの日常生活や、通常の事業活動に起因するものが多く、私たち一人ひとりが原因者であり、被害者でもあるといえるのです。したがって、これまでの規制的な手法だけではその解決が困難であり、私たちが自ら意識を変え、現在の社会経済システムそのものを変革する必要があります。その意味で、人類の活動のあらゆる場面に、環境の保全と創造の視点に立った仕組みを組み込む必要があるでしょう。

そのためにも、環境問題を自らの問題として捉え、その解決に主体的に行動する人づくりが必要です。「他律」から「自律」へと、考え方の転換をすすめながら、あらゆる主体が環境の保全と創造に取り組んでゆかねばなりません。「環境の世紀」21世紀は、私たち人類も地球の生態系を構成する一員であることを自覚し、社会経済と環境とが両立して持続可能な社会を実現させるよう行動しなければならないのです。

産業公害

工場や鉱山から排出される汚染物質により引き起こされる大気汚染、水質汚濁等の公害の総称。

環境容量

環境汚染が生じないよう、汚染物質を浄化する自然の能力の許容量のこと。

都市型大気汚染

自動車排気ガスによる大気汚染など、都市部特有の原因により引き起こされる大気汚染のこと。

生物多様性

多種多様な生物が生息する様子を生物多様性という。種、遺伝子、生態系と3つの多様性がある。

地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が高まることで、地球の気温が上昇すること。海水面の上昇、気候の変化、農業への影響など、生態系や人間社会に大きな影響を及ぼすといわれる。

地球(規模の)環境問題

原因や影響が地球規模で広がり、国際的な対策が必要な環境問題。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、野生生物の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動及び開発途上の公害問題などがある。

持続可能な社会

自然界が有する資源・エネルギーと自然の汚染浄化能力の範囲で社会経済活動を営み、現世代の要求を満たしながら、環境の質を損なうことなく将来へと継承していく社会のこと。

2. 計画策定の趣旨

徳島県では、1992（平成4）年の国連環境開発会議（地球サミット）の開催、国の環境基本法の制定や環境基本計画の策定など国内外の動向を踏まえ、平成7年6月に県の環境政策の長期的目標と体系的な環境保全施策を明らかにした「徳島環境プラン」を策定しました。また、平成11年3月には、本県の環境政策の基本理念や各主体の責務、基本的な環境政策を明らかにした徳島県環境基本条例を制定し、そのもとでプランを推進してきました。

しかし、プランの策定以後、身近な自然環境の保全や再生、循環型社会※の形成、ダイオキシン類※などの化学物質問題、京都議定書※の批准を踏まえた地球温暖化対策など、新たな環境課題への対応が重要となっており、本県においても、それらに適切かつ積極的に対応していく必要があります。

このため、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした環境基本計画を策定・推進することとします。これによって、県民すべての努力のもとで、本県の豊かな緑と水、明るい温暖な風土に育まれた良好な環境を保全し、将来の世代へと引き継いでいく取組を行いましょ

循環型社会

ごみの発生抑制、リユース・リサイクル等の普及、適切な処理によって、天然資源の消費が抑えられ、環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンソパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）という化学物質の総称。農薬の製造やごみ焼却によって非意図的に発生し、発ガン性など人の健康に影響を及ぼすとされる。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で、先進各国が温室効果ガス排出量を削減するために、法的拘束力のある数値目標を定めた約束。



水床湾（穴喰町）



剣山

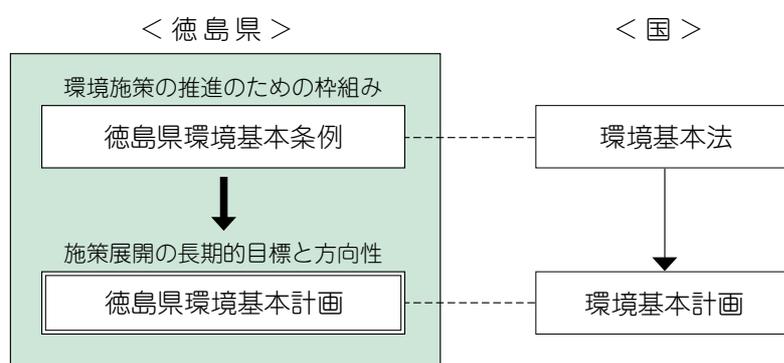
3. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、徳島県環境基本条例第3条に掲げられた「人と自然との共生」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全に向けた地域の取組」という3つの基本理念のもと、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」の実現に向けて、本県の将来の環境像と長期的目標を示すとともに、そのために県が取り組むべき環境の保全・創造のための施策展開の方向性や内容を明らかにするものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、徳島県環境基本条例第10条の規定に基づき策定するものです。



(3) 計画の期間

計画の期間は、21世紀の第一四半期（2025年頃）を長期的に展望しつつ、平成16（2004）年度から平成25（2013）年度までの概ね10年間とします。

なお、近年は国等の環境施策の展開が広範かつ多岐にわたり、その動きも速いことから、こうした状況に的確に対応するため、状況に応じて適切に計画を見直します。

(4) 環境の範囲

本計画では、徳島県環境基本条例第9条の「施策の策定等に係る指針」において示された範囲、すなわち環境基本法の環境の概念に加えて、生活環境を構成する自然や施設、歴史的文化的伝統などと人とが調和した潤いと安らぎのある環境の保全及び創造までを、共通の環境の範囲として考えます。

ただし、環境の範囲については限定的に捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合には適切に対応していきます。

4. 計画の構成

計画の全体的な構成は次のとおりとします。

